

り  
○按ズルニ烟草百首ニ、上文白木屋ノ事ヲ載セテ、此れ甚非なり、元和の頃は、下さまにてきせるを用べき筈なし、羅山文集に合て考べしトアリ、

〔煙草記〕禁免

或書にいはく、日本元和寛永のころ、天下に令して、たばこをうゆることを禁せしむ、然れども止ことをゑるす、つゝるに茶酒の上になつ、

〔原城紀事<sup>十六</sup>〕小笠原右近大夫、捕賊偽將山田右衛門作、致之信綱<sup>○松平伊豆守</sup>、右衛門作素爲良民、未嘗與賊通謀、住口津村、及事起、賊捕其妻子爲質、不得已從賊、陽爲其用、欲伺釁于功、購其罪<sup>○中</sup>、

信綱携右衛門作還、畜諸邸中、密檢教匪殘黨、時都下屢失火、每多延燒、信綱邸嚴禁喫烟、有邏所卒竊喫烟、燹其席者、信綱處之斬、且曰、非磔其尸、未足懲人心、而邸中無由磔尸、則使右衛門作描其始末、揭之邸中、稠人所<sup>○中</sup>、右衛門作、更名古庵、以西洋畫聞世、

〔嬉遊笑覽<sup>十上</sup>〕慶安四年辛卯、町觸に、烟草吞候處、家内ニ定め置候て、其場所より外にて、たばこ吞ざる様可仕事、

〔徳川禁令考<sup>四十四</sup>〕寛文七未年閏二月十九日、

本田畑にたばこ作候事停止、野山は不苦旨、

覺

於諸國在々所々、本田畑ニたばこ作候事、自今以後可被停止之、但野山を新規切起、作候儀ハ不苦候、右之趣、各御代官中<sup>江</sup>、堅可被申付候、以上、

未閏二月十九日

〔常憲院殿御實紀<sup>二十八</sup>〕元祿六年十月、此月令せられしは、東西内外の下馬所にて、煙草喫べから